



2024年6月27日

## 各 位

会 社 名 ナ イ ス 株 式 会 社  
代表者名 取 締 役 社 長 津 戸 裕 徳  
(コード番号 8089 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 管理本部副本部長 渡 利 勝 也  
(TEL. 045 - 521 - 6111)

## 従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年9月20日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 42,750株
(3) 処分価額	1株につき1,893円
(4) 処分価額の総額	80,925,750円
(5) 割当予定先	当社従業員 459名 42,750株

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社従業員について、経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の持続的な成長及び更なる企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、所定の要件を満たす当社従業員（以下「割当対象者」といいます。）459名に対して金銭報酬債権合計80,925,750円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、本自己株式処分により当社普通株式42,750株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てる決議いたしました。

なお、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件として支給いたします。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2024年9月20日（払込期日）から2026年7月1日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業

員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了の直後の時点、又は、譲渡制限期間中に割当対象者が当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設する専用口座において管理される。

当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の専用口座の管理に関して大和証券株式会社との間で契約を締結する。また、各割当対象者は、当該口座の管理の内容について同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画又は株式売渡請求その他の割当対象者がその意思にかかわらず、本割当株式の全部を喪失することとなる行為であって本割当契約に定める行為（以下「組織再編等」といいます。）が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、割当対象者に支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,893円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、かつ割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上